

令和元年度 第2回 松江市歴史まちづくり推進協議会 議事録

◇開催日時

令和元年 12月23日（月）14時～16時

◇場 所

松江市役所本館西棟3階 第2常任委員会室

◇出席者

〈 委 員 〉 出席者：10名

氏名	所属及び役職名	分野	備考	出欠
浅田 純作	松江工業高等専門学校 環境・建設工学科 教授	学識経験者	会長	出
藤居 由香	島根県立大学 人間文化学部地域文化学科 准教授	学識経験者	副会長	出
伊藤 知恵	中心市街地活性化協議会 まちづくりコーディネーター	経済団体		欠
安部 登	元松江郷土館 館長	郷土史		出
大北 哲也	島根県文化財所有者連絡協議会 副会長	文化財所有者		出
福村 敬香	NPO 法人 松江ツーリズム研究会 理事	文化財管理者		欠
松本 道博	松江市公民館長会 代表（白潟公民館長）	地域代表		出
永瀬 美貴	松江市タウンレポーター	市民代表		出
妹尾 圭人	島根県土木部都市計画課 課長	島根県		出
萩 雅人	島根県教育庁文化財課 課長	島根県		出
錦織 裕司	松江市観光振興部 部長	松江市		出
早弓 康雄	松江市教育委員会 副教育長	松江市		出

〈 事務局 〉 出席者：15名

氏名	所属及び役職名
須山 敏之	歴史まちづくり部長
稲田 信	歴史まちづくり部次長（兼 史料編纂課長・松江城調査研究室長）
飯塚 康行	歴史まちづくり部 まちづくり文化財課長
宮本 英樹	歴史まちづくり部 まちづくり文化財課 埋蔵文化財調査室長
落合 年美	歴史まちづくり部 松江歴史館 事務局長
花形 泰道	観光振興部次長（兼 観光文化課長）
楫野 一郎	観光振興部 観光施設課長
門脇 晴彦	都市整備部 道路課長
三賀森 卓司	教育委員会 学校教育課長
飯塚 晃一	歴史まちづくり部 まちづくり文化財課 歴史まちづくり係長
山田 達也	歴史まちづくり部 まちづくり文化財課 景観政策係長
古瀬 雅章	歴史まちづくり部 まちづくり文化財課 文化財保護係長
川上 昭一	歴史まちづくり部 まちづくり文化財課 埋蔵文化財調査室 調査係長
井上 喬	歴史まちづくり部 まちづくり文化財課 歴史まちづくり係 主任
坂本 茉央	歴史まちづくり部 まちづくり文化財課 歴史まちづくり係 主事

◇傍聴者

0名

◇会議次第

1. 開 会
2. 歴史まちづくり部長挨拶
3. 議 題
 - ① 1期計画最終評価（案）について [資料 2]
 - ② 2期計画（案）について [資料 3・4・5]
 - ③ 今後のスケジュールについて [資料 6]
4. その他
5. 閉 会

◇議事の要旨

- (1) 議題① 1期計画最終評価（案）について
1期計画最終評価（案）の骨子について承認した。
- (2) 議題② 2期計画（案）について
2期計画（案）の骨子について承認した。
- (3) 議題③ 今後のスケジュールについて
令和元年度進捗評価・1期計画最終評価・2期計画策定の進め方について承認した。

◇所 管 課

松江市 歴史まちづくり部 まちづくり文化財課 電話：0852-55-5956

◇会議経過

〔14時00分 開会〕

1. 開会

事務局（飯塚まちづくり文化財課長）

〔開会・資料確認・傍聴時の留意事項〕

2. 歴史まちづくり部長挨拶

事務局（須山歴史まちづくり部長）

〔挨拶〕

事務局（飯塚まちづくり文化財課長）

〔出席状況の報告〕

伊藤委員、福村委員が所用により欠席。

〔進行交代〕

それでは、ここからの議事進行は浅田会長にお願い致します。

3. 議題 ①1期計画最終評価（案）について

浅田会長

それでは、次第に沿って議事を進めていきます。

まず、次第の3番目、議題①「1期計画最終評価（案）について」、事務局より説明をお願いします。

事務局（飯塚歴史まちづくり係長）

議題①「1期計画最終評価（案）について」ご説明します。〔資料2〕をご覧ください。

〔資料2〕は、歴まち計画1期計画の最終評価シート（案）です。この最終評価シートは（様式1）～（様式8）で構成されていますが、国で定められた様式に沿って、松江市の歴まち計画の取り組みの評価を記載しています。

1 ページ目が、目次となっています。

2 ページ目は、「（様式1）統括シート」です。（様式2）～（様式5）の評価対象となる4つの項目、「①歴史的風致」、「②歴史的風致の維持向上に関する方針」、「③歴史まちづくりの波及効果」、「④代表的な事業」について、一覧で整理したものとなっています。

3～6 ページは「（様式2）方針別シート」です。1期計画の第3章に記載した、4つの

「歴史的風致の維持向上に関する方針」毎に、事業の進捗状況を整理した上で、課題解決のプロセスとその成果を振り返り、達成状況を自己評価するとともに、今後の対応を記載しています。

3 ページは、方針Ⅰ「歴史的建造物の積極的な保存と活用」です。

「②事業・取り組みの進捗」欄に、6点記載しています。

1. 「文化財保存修理・整備等事業」は、興雲閣や松江城の石垣、武家屋敷等、文化財の保存修理や整備を9件行いました。

2. 「堀川沿線「八百八橋づくり」推進事業」は、亀田橋や新栄橋等、堀川に架かる橋の保存修理を3件行いました。

3. 「舟つきの松公園整備事業」は、実施設計まで行いましたが、それ以降進捗していません。

4. 「歴史的風致形成建造物保存修理・活用事業」は、本協議会で諮って指定した、市所有の歴史的風致形成建造物（美保関灯台旧吏員退息所、弁天波止場常夜燈等）の保存修理を4件行いました。

5. 「歴史的風致形成建造物維持保全事業」は、民間所有の歴史的風致形成建造物の維持保全に対する補助事業で、今年度、白瀉天満宮への補助を行いました。

6. 「歴史的建造物保全継承事業」は、市の独自条例により文化財未指定の建造物の登録を行っておりますが、所有者とともに保全・活用するため、7件の修繕に対して補助をしています。

続いて、「③課題解決・方針達成の経緯と成果」、「④自己評価」、「⑤今後の対応」を記載しています。文化財の保存修理については、積極的に実施してきましたが、「⑤今後の対応」欄に記載しているとおおり、歴史的建造物の修繕や活用を行うにあたり、専門的な知識や技術を持った人材を育成し、連携しながら取り組んでいく必要があると考えております。

4 ページは、方針Ⅱ「歴史的建造物の周辺環境の整備」です。

「②事業・取り組みの進捗」欄に、4点記載しています。

1. 「道路整備事業」では、佐太神社や真名井神社の参道整備、明々庵へと続く「茶の湯のみち」の整備、修景をしています。

2. 「歴史的風致形成建造物敷地法面对策事業」は、明々庵の敷地法面对策事業です。

3. 「伝統美観保存区域等修景事業費補助金」は、歴まち計画（1期計画）が認定された平成22年度からカウントすると、昨年度時点で34件、今年度を合わせると37件となります。これは、主に松江城周辺の景観計画重点区域内における民間所有の建築物や工作物（門、塀等）の修景をされる際に補助をしているもので、城下町風情の形成に寄与しています。

4. 「まち歩きルート歩道整備事業」では、松江歴史館の前の道路等、旧城下町エリア内の市道の歩道整備を行いました。

「④自己評価」として、「市民のまちなみ保存継承に意識の醸成を感じることができたが、歴史的風情を感じられる空間とするためには引き続き取り組んでいくことが課題である」と記載しています。このためには、市民の理解や実際の行動が必要となりますので、ともに取り組んでいく必要があります。また、近年空き家が増えておりますので、空き家・空き店舗対策を行っていく必要があると考えております。

5 ページは、方針Ⅲ「伝統文化、伝統行事、伝統工芸の継承・育成」です。

人口減少の時代ですので、担い手を確保することは課題となっておりますが、「②事業・取り組みの進捗」欄に記載しているとおり、ホーランエンヤ伝承館の整備及び啓発活動、松江市史の編纂、ふるさと文庫等の製作により記録を残して後世に伝承していく取り組み、松平不昧公 200 年祭記念事業、松江城授業プロジェクト、伝統産業の支援等を行ってきました。

跡継ぎや人材不足に対する危機感は薄れておりませんが、本日の新聞で佐陀神能の小中学生を対象とした体験教室の記事が掲載されておりましたように、後継者に伝統の価値や魅力を伝えたり、市民に情報発信をしたりすることにより、気運の醸成や伝統の継承に繋げていきたいと考えています。

6 ページは、方針Ⅳ「まち歩き観光」の充実」です。

「②事業・取り組みの進捗」欄に、5点記載しています。

1. 「歴史・文化のまちあるき案内板設置事業」では、市内に 29 ある公民館区のうち、現時点で 22 地区においてまち歩き案内板を設置しています。全公民館区で設置していきよう、引き続き取り組んでいきます。

2. 「まち歩き観光拠点整備事業」では、カラコロ工房の旧中庭（ガーデンテラス）に雨天対応のための開閉式の屋根を設置し、まち歩きの拠点としても活用していただいています。

4. 「わがまち自慢発掘プロジェクト事業」では、29 の公民館区全てでまち歩きマップを作成していただいております、公民館の自主事業のまち歩きに活用していただく等、市内外から来られる団体、個人にまち歩きルートの紹介をしています。

5. 「市民のまちなみ形成に対する協定の締結」は、堀川の外堀にあたる京橋川沿線の 5 つの町内で締結しています。西片原町、東片原町、末次本町、東本町 1 丁目、東本町 2 丁目のそれぞれの区域内の土地・建物所有者が歴史まちづくり協定を結んでいます。歴史的な風情に配慮した修景をされる場合には財政的な支援をしており、京橋川沿線の道すじのまちなみが徐々に整えられていっているところです。

「④自己評価」として、まちづくり協定を締結する等して連続性をもつまちなみを形

成してきていますが、長期的な取り組みが必要であると記載しています。「⑤今後の対応」としては、多言語解説の整備等インバウンド対策が必要であると記載しております。

7～9 ページは「(様式3)波及効果別シート」です。これは、歴まち計画に基づく取り組みが、まち・地域にもたらす波及効果について、効果発現のプロセスと成果を振り返るものです。

7 ページは、i 「歴史的景観保全に関する住民意識の向上」について記載しています。平成19年3月に「松江市景観計画」を策定した当初の景観計画重点区域は、2つの区域でしたが、その後も重点区域が増加してきています。現在指定を目指している内中原町を含めると、松江城の周辺では6つの区域が重点区域となります。また、5ページにも記載している歴史まちづくり協定は5つの町内で締結しています。これらの取り組みにより、住民の意識の向上が図られたのではないかと自己評価しています。住民の皆さんからも、前向きな声が聞かれますので、引き続き取り組んでいきたいと考えています。

8 ページは、ii 「松江城登閣者数の増加」について記載しています。「③効果発現の経緯と成果」欄に掲載しているグラフは、松江市観光白書に掲載されている松江城入込客数のデータを基にしており、毎年1～12月までの1年間の集計数となっています。同欄で、「松江城登閣者数は、松江城天守国宝指定時、53万人とピークを迎えた」と記載していますが、ここは訂正をさせていただきます。指定された翌年の平成28年に、52万人強とピークを迎えております。その後の登閣者数は少しずつ減少していますが、平成30年の調査では、松江市の観光地点（施設等）を観光客の行動目的別に分類すると、最も多いのが「歴史・文化」で全体の約半数を占めています。歴史まちづくり推進の取り組みが、この結果にも寄与しているものと考えられます。

9 ページは、iii 「外国人宿泊客延べ数の増加」について記載しています。「③効果発現の経緯と成果」欄に掲載している数値は、松江市観光白書のデータを基に算出しています。歴まち計画認定当初に比べて4倍以上に伸びています。今後も東京オリンピックを契機に増加することが予想されますので、外国人観光客への対応も益々必要となることが予想されます。

10～11 ページは「(様式4) 代表的な事業の質シート」です。歴まち計画に位置づけられた代表的な事業については、事業の質を自己評価に加えて外部評価していただくことになっています。最終評価では、外部有識者として松江市文化財保護審議会の蓮岡会長に評価をしていただきました。

10 ページは、A「武家屋敷保存修理事業」です。「③有識者コメント」欄をご覧ください。武家屋敷は、塩見縄手通りの中でも中心的な建物です。これまで見る事ができなかった主屋細部まで、中に入って見る事ができるようになったことは高く評価できるが、見どころや特色、当時の使われ方や生活の様子等がわかるように展示の仕方に工夫が必要であるとのご意見をいただいています。また、背後の赤山に続く庭と建物の一体的な景観を保つような管理をしていくべきとの評価をいただいています。

11 ページは、B「歴史的建造物保全継承事業」です。平成 28 年度に市独自の条例を制定し、文化財未指定の歴史的建造物を登録して所有者と 10 年間の保全契約を結び、外観等の修繕に対して財政的な支援をしたり、活用を図ったりしています。蓮岡会長からは、歴史的まちなみの充実、活性化を図る上で高く評価できるとし、美保関の事例を挙げながら、最近では外国人あるいは都市部の人々の宿泊利用が多く、かつての建物の面影や仕様に関心をもつ人が、不便さを楽しみながら愛着を持って利用できるとのコメントをいただいています。さらに、歴史的建造物を活用したまち歩きやガイドセミナーなどの企画も極めて有効であり、今後登録を増やすことが必要とのご意見をいただきました。

12～20 ページは、「(様式5) 歴史的風致別シート」です。これは、9つある歴史的風致毎に維持向上の状況を自己評価し、施策の内容や方向性を検討するものです。

12 ページは、1「出雲国府跡に見られる歴史的風致」です。「②維持向上の経緯と成果」欄に記載しているとおおり、真名井神社参道の整備や、史跡出雲国分寺跡の整備、市民憲章のまち歩き等を行ってきました。「④今後の対応」として、意宇六社の伝統祭礼等が継承されていくために引き続き周辺整備を行うことと、埋蔵文化財等については AR・VR 等のデジタル技術を駆使し、幅広い世代の方に楽しんでいただく仕掛けをしていきたいと考えています。

13 ページは、2「神在祭と佐陀神能に見られる歴史的風致」です。「②維持向上の経緯と成果」欄に記載しているとおおり、鹿島町に位置する佐太神社本殿の保存修理や、参道周辺整備、佐陀神能の特別公開等を行ってきました。「④今後の対応」として、佐陀神能の調査を踏まえて、舞台となる舞殿や用具の修理等を実施し、価値を広めるための取り組みを行っていきます。

14 ページは、3「美保関のみなと文化に見られる歴史的風致」です。弁天波止場常夜燈の復元工事や周辺整備、美保関灯台旧吏員退息所の整備を行ってきました。また、松江歴史館では、企画展「大美保関―出雲国の玄関口―」を開催しました。美保関エリアでは、点での整備は行ってきましたが、まちなみ全体を見ると、老朽化した建造物や空

き家の増加が目立ってきています。こうした課題に対し、伝統的建造物群保存地区制度の導入も視野に入れながら、これからのまちづくりをどうしていくか、連続性のあるまちなみを保っていくためにはどうしたらいいかということ、住民の皆さんと一緒に考えているところです。

15 ページは、4「ホーランエンヤに見られる歴史的風致」です。松江ホーランエンヤ伝承館を整備し、松江歴史館とセットで歴史・文化の伝承やPRに取り組んでいます。

16 ページは、5「鑿行列に見られる歴史的風致」です。鑿行列にゆかりのある建造物である興雲閣と白瀉天満宮の修理を実施しました。また、保存会と観光協会で協力して「鑿まつり」や「宵宮（前夜祭）」といったイベントを開催し、多くの市民や観光客に鑿に触れていただく機会を作っています。

17 ページは、6「茶の湯文化に見られる歴史的風致」です。明々庵への「茶の湯のみち」整備事業や、松平不昧公 200 年祭記念事業を実施しています。先般、菅田庵の修理工事も竣工致しました。また、新たに制定した「松江市茶の湯条例」に則って、人材育成や観光・産業振興、まちづくりに繋げていくこととしています。

18 ページは、7「近世山陰道沿線の宿場町に見られる歴史的風致」です。重要文化財（建造物）である木幡家住宅の保存修理事業を、今年度から始めています。また、歴史的建造物の調査も実施しましたが、所有者同意が得られず、宍道エリアではまだ登録には至っておりません。宍道では、支所と公民館が中心となり、地元の若者グループが、案内板に付されたQRコードをスマホやタブレットで読み取ると宍道のおすすめスポットを紹介した映像を視聴することができるといった先進的な取り組みの他、クラウドファンディングを活用して伝統の祭りを映像化しWEB発信する取り組み、歴史ガイドの組織化等も行っています。このような取り組みを今後も支援していきたいと考えています。

19 ページは、8「堀川に見られる歴史的風致」です。堀川沿線「八百八橋づくり」推進事業では、堀川に架かる橋の風情を損なわないようにしながら長寿命化の工事を行っています。道すじ修景事業では、京橋川沿線の住民や事業者で協定を結んで、建物の修景を行っています。これらについても、観光の取り組みと併せて引き続き取り組んでいきたいと考えています。

20 ページは、9「宍道湖、佐陀川に見られる歴史的風致」です。引き続き、市民の皆さんとともに環境保全活動を行っていきます。また、松江歴史館において佐陀川の開削の歴史に関する常設展示も行っています。

21 ページは、「(様式 6) 庁内体制シート」です。「①庁内組織の体制・変化」欄に、変遷の経過を載せていますが、松江市では平成 26 年度に「歴史まちづくり部」を創設したことが大きな変化です。「②庁内の意見・評価」欄につきましては、これから来年の 1 月に掛けて、市役所内の関係部局と意見交換をし、これまでの評価を記載したいと考えています。

22 ページは、「(様式 7) 住民評価・協議会意見シート」です。「①住民意見」欄は、1 月に予定しているパブリックコメントの結果を、「②協議会におけるコメント」欄は、本協議会で今年度いただいたご意見を掲載したいと考えております。

23 ページは、「(様式 8) 全体の課題・対応シート」です。「①全体の課題」と「②今後の対応」を掲載しています。1 期計画に掲載している 4 つの方針毎に記載していますが、「①全体の課題」欄には 1 期計画の 10 年間を通した課題を掲載し、「②今後の対応」欄に記載したものは 2 期計画の方針に引き継いでいます。

「①全体の課題」として、「1. 歴史的建造物の保存・活用に関する事」については、技術者、人材育成、建築基準法との兼ね合いが課題となっています。

「2. 歴史的建造物の周辺環境に関する事」については、電線の地中化、道路の美装化、空き家対策が必要となっています。

「3. 伝統文化、伝統行事、伝統工芸の継承・育成に関する事」については、少子高齢化が課題となります。

「4. 「まち歩き観光」の充実に関する事」については、今後益々増えるであろう外国人観光客をはじめとした、来訪者に対する環境整備が必要となります。

「②今後の対応」として、「1. 歴史的建造物の保存・活用に関する方針」については、文化財未指定の歴史的建造物の調査を進めながら、歴史的建造物に関する知識や技能を持った「ヘリテージマネージャー」等の組織との連携を取り、建築基準法の適用除外の条例整備の研究等も行っていきます。

「2. 歴史的建造物の周辺環境に関する方針」については、無電柱化や道路の美装化、屋外広告物の景観に関する事、空き家対策等を行っていきます。今後、大橋川改修に伴う新たなまちづくりに取り組んでいくことになる白潟地区等でも、こういった観点からまちづくりを行っていきたいと考えております。

「3. 伝統文化、伝統行事、伝統工芸の継承・育成に関する方針」については、大きなものとしては、重点区域「旧城下町エリア」を拡大して菅田庵を含む範囲とし、茶の湯条例に基づいた茶の湯文化等の伝承・振興を図ります。また、ホーランエンヤをはじめとする伝統行事の担い手の育成支援を行っていきます。

「4. 「まち歩き観光」の充実に関する方針」については、インバウンド対策が一番目

立ちますが、引き続き公民館等と一緒にまち歩き観光に取り組んでいきます。

以上で、議題①の説明を終わります。

藤居委員

23 ページの「①全体の課題」欄も、「②今後の対応」欄も、3. 伝統文化、伝統行事、伝統工芸の継承・育成のところで記載されている「民俗芸能」について、「俗」の漢字が「族」となっているので、修正をお願いします。

また、伝統文化、伝統行事、伝統工芸の継承・育成に関する課題に、できれば付け加えていただきたい点があります。伝統工芸の材料についてもきちんと残していかなければ、手に入らなくなってしまうのではないかと懸念しています。例えば、^{あのう}瑪瑙の産地であることは松江の特色ですし、工芸品を作るのに和紙を使用することも多々あると思いますが、その和紙を漉ける場所は限られてくると思います。伝統工芸の職人や技術を残すことも大事ですが、それに使う材料についても視点を向けて、課題として加えていただけるとありがたいです。

それから、同じく 23 ページの「②今後の対応」欄の、「2. 歴史的建造物の周辺環境に関する方針」のところで、「まちを歩きやすい環境の構築を図る」と記載されていますが、歩きやすいだけでなく、「車椅子走行しやすい」という点にも配慮していただけたらと思います。松江の10年後、20年後のことを考えると、高齢者でも自走式の車椅子で走行できるような環境が必要だと思いますが、段差等により、小さな車輪で走行するのは困難な場所もあります。この点については、都市計画等、別の部署の計画に記載されていたら、歴史的風致維持向上計画においては記載されていなくても良いと思うのですが、気になったので指摘させていただきました。

最後に、23 ページの「②今後の対応」欄の、「4. 「まち歩き観光」の充実に関する方針」のところで、「歴史的資源の多言語解説整備」と記載されています。今、全国各地で多言語の看板整備が進んでいますが、日本語、英語、中国語、韓国語等と様々な言語が並べて表記してあると読み難いと感じます。また、出雲市にはブラジル人が多く住んでいます。これらのうちのどの言語もわからない子どもたちも多くいます。外国から来た人にとって、自分の国の言語が表記されていないのは少し寂しいと感じると思います。こういったことも考慮して、図で見てわかるようにしていただけたらと思います。図で伝われば、何行にも亘って様々な言語表記をしなくてすみますし、日本人・外国人関係なく理解できるので、観光マップ等を作る際に図をわかりやすくしていただきたいです。また、サイン計画等も今後しっかりしていくと良いのではないかと思います。

事務局（飯塚まちづくり文化財課長）

まず、材料の確保についてですが、例えば菅田庵の茅葺き屋根の修理の際に、材料の

茅が地元にはありませんし、職人さんも県外から来ていただきました。特に自然素材を使うものについて、材料がなかなか揃わないということがあると思われます。茅場の確保等、材料を確保するにも人材が必要になります。伝統素材の確保については、文化庁も問題として捉えており、市でも大事なことだと考えておりますので、どのように対策すべきか検討していきたいと思っております。

次に、歩行空間のことについてですが、歴史まちづくりという観点から、見た目の美装化に重きを置いて記載しております。ご指摘がありましたように、小さな車輪でもスムーズに通行できることは非常に大事なことだと思いますので、道路課と協議しながら、美装化をする際にはそういった配慮もしていきたいと思っております。

それから、サイン表示についてですが、複数の言語を並べて記載致しますと、その分だけ場所も取りますし、説明したいことがなかなか伝わらないということもあるかと思っております。ご指摘のように、図示した視覚的なわかりやすさというのは非常に大事なことです。観光部局とも相談しながら、どのようなサインにしたらわかりやすくなるか考えていきたいと思っております。

事務局（門脇道路課長）

道路整備を行う場合には、必ずバリアフリー化も併せて行ってございまして、景観を損なわないようなバリアフリー化をしています。歩道整備を行う場合には、段差の解消、点字ブロックの設置、幅員の拡張等の対策をして環境整備に取り組んでいます。

浅田会長

空き家対策について、複数個所に記載があるのですが、松江市の空き家対策の計画における歴まちの位置付けや、重点区域内では特にどのようなアクションをするのか等は記載されているのでしょうか。もし記載されているのであれば、その内容を教えていただけたらと思っております。

事務局（須山歴史まちづくり部長）

空き家対策については、建築指導課で取り組んでいるのですが、現状としては「このエリアを」という意味合いでの取り組みは行ってないはずですが。危険な空き家が最近多くなってきておりますので、まずは周りに危害を及ぼすことがないように、という点に力を入れて取り組んでおります。また、状態が良くて危険ではない空き家については、「空き家バンク」で流通させてみんなに使っていただけるように、ということにも力を入れております。

それから、都市政策課において、空き家を別なことで利用できないかと、リノベーションの取り組みを行っています。

こういった取り組みから優先的に行っており、まだ歴史的なまちづくりを念頭におい

た空き家対策というところには至っていないというのが現状です。

浅田会長

ありがとうございます。先程の道路の歩道についても、空き家対策についてもですが、他の部署や組織、他の計画との連携をしていただけたらと思います。重点区域の中だと、歩道の在り方も、景観の面など通常の歩道とは位置付けが変わってくるのではないのでしょうか。道路や空き家に限ったことではありませんが、他の部署との連携を図り、歴まち計画の中で位置付けていて必要なものについては、他の計画の中でも記載していくといった姿勢を見せていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、議題①「1期計画最終評価（案）について」は、この後も修正が入ることになるかと思いますが、この流れで進めていくということでご承認いただけてよろしいでしょうか。

（ 承認 ）

3. 議題 ②2期計画（案）について

浅田会長

それでは次に、議題②「2期計画（案）について」、事務局より説明をお願いします。

事務局（飯塚歴史まちづくり係長）

議題②「2期計画（案）について」、ご説明致します。[資料3]が2期計画（案）で、[資料4]は「2期計画策定の主なポイント」です。1期計画は約220ページでしたが、2期計画は現段階の案で約330ページとなっています。まず、[資料4]を基にページ数が増えた要因等も含めて説明し、その後[資料3]を流して説明致します。

それでは、[資料4]をご覧ください。

まず、「Ⅰ.策定経過」です。春から国土交通省・文化庁・農林水産省の3省庁と協議を重ねてきて、現段階の2期計画（案）がお配りしている[資料3]です。

次に、「Ⅱ.策定の主なポイント」です。[資料5]として【歴まち法運用指針抜粋】をお配りしています。この運用指針に、計画作成にあたっての留意事項、章立て、項目等が示されており、これを基に2期計画を作成しています。1期計画策定時には無かった基準等も新たに設けられており、本文や写真、図を追加・修正しています。これが、ページ数が増加した要因のうちの1つとなっています。

全体的な留意事項として、「(1)文字、体裁関係」については、文字を12ポイントにし、地名・人名、難読漢字等に振り仮名をつけることとなっています。「(2)図面、写真関係」

については、わかりやすいものを掲載することとなっています。

続いて、[資料4]の2ページの、章ごとの留意事項についてです。

1期計画では、「はじめに」と「第1章」～「第9章」で構成していました。2期計画では、指針に従って「序章」と「第1章」～「第8章」で構成しています。基本的には変わっていませんが、1期計画では別の章としていた「第4章 重点区域の位置及び区域」と「第5章 良好な景観の形成に関する施策との連携」とを統合して、2期計画では「第4章 重点区域の位置及び区域」としています。1期計画の「第5章 良好な景観の形成に関する施策との連携」は、2期計画では「第4章 重点区域の位置及び区域」に含めて記載しておりますので、章立ては変化していますが、基本的には1期計画を踏襲した内容となっています。

次に、「第2章 松江市の維持向上すべき歴史的風致」の書き方についてです。

1期計画では、読み物風に歴史、建造物等、活動の紹介からまとめまで続けて記載していました。2期計画では、まず導入部分で歴史的風致の概要を説明します。そして2番目に建造物等の説明をします。歴史的風致とは、長い歴史のある建物とそれにまつわる人々の活動が一体となった良好な市街地環境のことを言いますので、その根本となる建造物についての説明をしています。3番目に、それにまつわる活動について記載します。建造物も活動も、50年以上の歴史を有する根拠となる1次資料を示しながら記載するというルールとなっています。そして最後に、それらの建造物と活動が相まって良好な市街地環境を形成しているということでもとめる構成にしています。

続いて、[資料4]の3ページをご覧ください。

「第2章 松江市の維持向上すべき歴史的風致」は、1期計画と同じく9つの歴史的風致で構成致します。歴史的風致はそのまま引き継ぎますが、「Ⅱ 近世「松江」に見られる歴史的風致」の4番と5番の順番だけ入れ替えています。その理由は、「ホーランエンヤ」、「藝行列」、「茶の湯文化」に続けて、同じ旧城下町エリアに掛かる歴史的風致として「堀川」を4番目に繰り上げたためです。そして5番目に宍道エリアに掛かる「近世山陰道沿線の宿場町」、最後に「宍道湖、佐陀川」の順番としています。

次に、「第4章 重点区域の位置及び区域」についてです。

(1)旧城下町エリア、(2)国府跡周辺エリア、(3)美保関エリア、(4)鹿島エリア、(5)宍道エリアという5つの重点区域の構成は1期計画と変わりません。但し、(1)旧城下町エリアについては、区域を拡大して菅田庵を含める範囲としています。これは、この度菅田庵の修理が竣工し、一般公開されることとなったためです。

続いて、[資料4]の4ページをご覧ください。

「第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項」についてです。

[資料4]の4、5ページに載せているものは、2期計画に掲載する、令和2年度の事業です。赤字が新規掲載事業で、黒字が1期計画から継続して掲載する事業です。ここで資料の訂正ですが、令和2年度の事業は、新規掲載が10件、1期計画からの継続が10件で、合計20件を掲載する予定で進めています。5ページには、事業をエリア別に掲載しています。

続いて、[資料3]の2期計画（案）をご覧ください。

まずは「序章」で、1ページに「1. 計画策定の背景と目的」を掲載しています。基本的には1期計画を踏襲していますが、1番下の部分は2期計画を策定するにあたっての文章を追記しています。

2ページには「2. 計画期間」と、「3. 計画の策定体制」ということで現在の協議会の構成を、3ページには2期計画策定体制組織図を掲載しています。

4ページには「4. 計画策定（変更）の経緯」を掲載しています。第1期計画の期間のものについては、今回は主な事項のみまとめて一覧表にしています。

次に、「第1章 松江市の歴史的風致形成の背景」です。1期計画を引き継ぎながら、国から示された決まりに従って情報を追加しています。

5ページには「1. 自然的環境」の「(1)位置」、「(2)地形・地質等」を掲載しており、6ページには「松江市の地形、標高図」を追加しています。7ページは1期計画を踏襲、8ページに「(3)気象」を掲載し、グラフを追加しています。

9ページには「2. 社会的環境」の「(1)市の沿革」として「平成合併前の旧市町村図」を、10ページには「合併の変遷（昭和年代以降）」を掲載しています。これは、重点区域等で地名が出てきますが、その成り立ちがわかるようにするためです。11ページに掲載している「(2)土地利用」は、都市マスタープランを参照しています。12ページには「(3)人口動態」、13ページには「(4)交通機関」、15ページには「(5)産業」の産業別にみた人口構成等、16～17ページには産業種別毎の統計データに基づいた現況、17～18ページには「(6)観光」として観光客の推移を掲載しています。

18～24ページには「3. 歴史的環境」を掲載しています。これは1期計画にも掲載していましたが、この度、時代毎に見出しをつけて分割し、令和の時代まで記載しています。

25ページには「4. 文化財等の分布状況」として、国・県・市それぞれの指定文化財、登録文化財を掲載しています。27ページからは国の指定・登録文化財を掲載しています。1期計画では概要のみを掲載していましたが、2期計画では国からの指示に従って代表的な文化財の写真と説明文を追加しています。33ページからは島根県指定文化財、34ページからは松江市指定文化財、37ページには松江市独自の松江市登録歴史的建造物を掲載

しています。38 ページからは伝統工芸として、松江市に伝わる伝統工芸や伝統産品を掲載しています。1 期計画の内容に加えて、工芸品等が現在どのように使われているのかという状況について追記しています。

次に、「第2章 松江市の維持向上すべき歴史的風致」です。45 ページから9つの歴史的風致について記載しています。

47 ページから「I 古代「出雲」に見られる歴史的風致」、48 ページから「1. 出雲国府跡周辺に見られる歴史的風致」について掲載しています。内容は1 期計画を踏襲していますが、時代毎に項目を分けて記載しています。

53 ページから「意宇六社」について記載しています。意宇六社の六社まいりに関する50年以上の活動状況について加筆しています。54 ページには、意宇六社の神社名や地区、各神社の祭礼等の活動を一覧表で掲載しています。

55 ページ以降に、意宇六社それぞれの建造物と活動について記載しています。例えば、55 ページの熊野大社では、建造物として熊野大社本殿の建築年数や特徴を、56 ページから活動を記載しています。活動については、1 期計画から修正をしており、内容を細かく箇条書きで記載し、写真も追加しています。

同じように58 ページから神魂神社、63 ページから真名井神社、64 ページから六所神社、65 ページから八重垣神社、69 ページから掛夜神社（穂掛祭・一ツ石神幸祭を追記）について記載しています。

そして最後、73 ページに「歴史的風致のエリア図」として、建造物等の位置と歴史的風致の範囲（活動が行われる範囲もしくは活動主体である自治会や氏子の範囲）を掲載しています。

74 ページから「2. 神在祭と佐陀神能に見られる歴史的風致」について掲載しています。

「1 はじめに」では概要説明、75 ページからの「2 建造物」では佐太神社、76 ページからの「3 活動」では神在祭、御座替神事と佐陀神能について記載しています。81 ページには「御座替神事と佐陀神能が行われる主な建造物等」の図と、「御座替が行われる末社一覧」を掲載しています。1 期計画では、佐太神社の境外末社である「田中社」を取り上げて本文中で記載していましたが、佐太神社から「すべての末社が同じ扱いである」と聴きましたので、2 期計画では、一覧表で境内末社とともに並べて掲載しています。82 ページからは佐陀神能について掲載しており、写真を追加しています。

87 ページから「3. 美保関のみなと文化に見られる歴史的風致」について掲載しています。

「1 はじめに」で、美保関の歴史を時代毎に分けて記載しています。89 ページの「明治時代～現代」の項目の部分で、一部追記しています。

94 ページからの「2 建造物」では、神事が行われるエリア周辺のことを主に掲載しています。

99 ページからの「3 活動」では、美保神社の神事を語る上で必要となる神話、行事の歴史、祭礼組織について記載した後、102 ページから「青柴垣神事」、111 ページから「神迎神事」、113 ページから「諸手船神事」について、写真を追加しながら内容をわかりやすく記載しています。

119 ページからは「Ⅱ 近世「松江」に見られる歴史的風致」について記載しています。項目立てをして分割していますが、内容については1期計画を踏襲しています。

127 ページからは「1. ホーランエンヤに見られる歴史的風致」について記載しています。

「1 はじめに」で、ホーランエンヤの概要、起源、変遷について記載しています。

128 ページからの「2 建造物」では、松江城、城山稻荷神社、阿太加夜神社といった50年以上の歴史があり、ホーランエンヤにゆかりのある建造物を掲載しています。

132 ページからの「3 活動」では、133 ページから「渡御祭」について、順を追って写真を追加しながら掲載しています。138 ページからは「中日祭」について掲載しています。1期計画策定当時は阿太加夜神社のある東出雲町との合併前で、中日祭については記載していなかったため、この度新たに追記しています。140 ページが「還御祭」、141 ページから「ホーランエンヤ五大地」について記載しています。

145 ページからは「2. 鑿行列に見られる歴史的風致」について記載しています。

「1 はじめに」で、鑿行列の歴史について時代を追いながら記載しています。

149 ページからの「2 建造物」では、松江神社、興雲閣、白瀉天満宮、152 ページからの「3 活動」では、鑿行列の参加団体、鑿庫の分布状況、準備、当日の流れについて掲載しています。鑿行列のルート上の町の特徴として、158 ページに「鉤型」、159 ページに「松江大橋」を参考情報として記載し、161 ページにルート図を掲載しています。

164 ページからは「3. 茶の湯文化に見られる歴史的風致」について記載しています。

「1 はじめに」では、不昧公の紹介について加筆しながら記載しています。

165 ページからの「2 建造物」では、代表的な茶室を掲載しています。また、168 ページには「楽山焼の登り窯」も掲載しています。これは、伝統産業にまつわり、50年以上の歴史を有する建造物ということで、江戸時代から続けられているという楽山焼の登り窯を掲載しています。

169 ページからは「3 活動」です。茶の湯の活動については、暮らしの中で行われてきたものであり、50年以上の歴史を有する証明が難しく、なかなか文献に残っているも

のが少なかったのですが、2期計画で新たに記載しているのが、「松江茶道会による茶筌供養と茶会」です。これに伴い、「2 建造物」に松平家墓所を追記する予定としています。171 ページには「松平治郷（不昧）の顕彰」について追記しています。昭和41年に「松平不昧公百五十年祭」が開催され、明々庵の再建や、茶会が行われていましたので、今に続く顕彰事業として掲載致しました。173 ページからの「伝統工芸への波及」の中で、175 ページに「和菓子」を載せています。建造物とはなかなかリンクしないのですが、茶の湯文化とは切っても切り離せないということで掲載しています。

180 ページからは「4. 堀川に見られる歴史的風致」について記載しています。

「1 はじめに」で概要説明、「2 建造物」では、堀川の掘割、内堀、外堀、橋梁、184 ページからは堀川沿線にある建造物について掲載しています。

188 ページからの「3 活動」では、「堀川が育んだ産業」と「堀川の保全・活用」について掲載しています。なお、1期計画では「舟つきの松」について掲載していましたが、現在は舟つきの松にまつわる50年以上の歴史を有する活動が行われていないことと、市の整備計画も現時点では未定であるため、2期計画では記載していません。

196 ページからは「5. 近世山陰道沿線の宿場町に見られる歴史的風致」について記載しています。

「1 はじめに」で概要説明、198 ページからの「2 建造物」では、木幡家住宅と氷川神社、201 ページからの「3 活動」では、蓮華祭と宍道神楽、205 ページには「氷川神社「蓮華祭」の宮練りルート」を掲載しています。

208 ページからは「6. 宍道湖、佐陀川に見られる歴史的風致」について記載しています。

「1 はじめに」で、宍道湖と佐陀川の歴史を掲載しています。

211 ページからは「2 建造物」について掲載していますが、治水のために護岸工事がなされたりして、なかなか50年以上の歴史を有する船着き場等が残っておらず、「嫁ヶ島の石造物」を掲載しています。

213 ページからの「3 活動」では、「宍道湖・佐陀川の漁業」、2期計画からの追加で「嫁ヶ島の保護活動」を掲載しています。

次に、「第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針」です。

218 ページからは「1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題」ということで、1期計画で4つの方針を立てて進めてきましたが、これまで実施してきたことやその課題を、(1)から(4)までそれぞれ記載しています。

220 ページからは「2. 既存計画（上位・関連計画）との関連性」ということで、松江

市の他の計画との関係性を示しています。

松江市の最上位の計画が「松江市総合計画」ですが、221 ページのピンク色で着色している部分に、歴史まちづくりに関係する施策・方針が盛り込まれています。

222 ページに「第2次総合戦略」、223～224 ページに「松江市都市マスタープラン」、225～227 ページに「松江市景観計画」、228～229 ページに「第3期松江市中心市街地活性化基本計画」との関連を示しています。

松江市では、国指定の文化財について、個別に保存活用計画を定めています。230～233 ページはその保存活用計画との関連を掲載しており、この度新たに追加したものです。230 ページには「重要文化財松江城天守保存活用計画」を掲載していますが、天守の国宝指定後も、重要文化財の時代に策定した保存活用計画を引き続き使用しています。231 ページには「史跡松江城保存活用計画」、232 ページには「史跡及び名勝菅田庵保存活用計画」、233 ページには「史跡松江藩松平家墓所保存管理計画」を掲載しています。こうした個別の文化財についても、計画に沿って整備を進めています。234 ページの「農業振興地域整備計画」もこの度新たに追加しています。重点区域内にも農地や農業施設があるため、関連性を掲載しています。

235 ページからは「3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針」ということで、4つの方針を記載しています。218～219 ページで挙げた(1)～(4)の課題に対して、それぞれ3つつ方針を立てています。「(1)歴史的建造物の保存・活用に関する方針」では、主に人材のことや建築基準法の適用除外に関することを、続いて「(2)歴史的建造物の周辺環境に関する方針」、「(3)伝統行事等の伝統文化の継承・育成に関する方針」、「(4)「まち歩き観光」の充実に関する方針」についてそれぞれ掲載しています。

236 ページには「4. 歴史的風致維持向上計画の実施体制」ということで、現在の実施体制を掲載しています。

次に、「第4章 重点区域の位置及び区域」です。

237～238 ページは「1. 歴史的風致の分布」ということで、おさらいとして9つの歴史的風致の概要を掲載しています。237 ページの「(2)近世「松江」に見られる歴史的風致」で①に堀川を記載していますが、これは誤りで、④に並べ替えをします。

239 ページからの「2. 重点区域設定の考え方」には、1期計画で何に取り組んで、2期計画では何に取り組むべきかを記載しています。

242 ページからは「3. 重点区域の位置及び区域」です。「(1)旧城下町エリア」は、243 ページに掲載している「松江城下絵図」に基づいてエリアの範囲設定をしています。244 ページ以降は、文化財の分布状況や、景観計画重点区域、緑地保全区域、歴史的風致の範囲との関係、重点区域の境界をそれぞれ掲載しています。249 ページからは「(2)国府跡周辺エリア」、253 ページからは「(3)美保関エリア」、256 ページからは「(4)鹿島エリア」、260 ページからは「(5)宍道エリア」をそれぞれ掲載しています。(2)～(5)につい

ては、重点区域の範囲は1期計画から変わっていません。

265 ページは「4. 重点区域の歴史的風致の維持及び向上の効果」について掲載しています。

266 ページからは「5. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携」について掲載しています。これは、1期計画では章が別になっていて第5章として掲載していましたが、2期計画では国の運用指針で示した構成例に倣い、第4章に掲載するものです。266～268 ページに「都市計画」、269～272 ページに「景観計画」、273～274 ページに「屋外広告物条例」、275～277 ページに「緑地及び自然景観の保全に関する条例等」、278～279 ページに「国立公園」（環境省）、280 ページに「農業振興地域整備計画」、281 ページに「地域産業資源」（経済産業省）、281～282 ページに「八雲立つ風土記の丘整備基本計画（島根県）」との連携についてそれぞれ掲載しており、歩調を合わせながら進めていきます。なお、美保関灯台が近代化遺産群の構成遺産に認定されているので、それに関しても追記を考えています。

次に、「第5章 文化財の保存及び活用に関する事項」です。

283 ページから「1. 松江市全体に関する事項」について掲載しています。「(1)文化財保存・活用の現況と今後の方針」の12行目に、「文化財保存活用地域計画」を策定することとすると記載しています。文化財保護法の改正に伴って、各自治体でこの計画の策定に取り組んでいます。松江市でも「文化財保存活用地域計画」の策定に取り組むことで、全体の方針を整えていきますので、それに合わせた形で保存及び活用を進めていく旨を記載しています。

290 ページからは文化財の保存・活用について、「2. 重点区域に関する事項」を掲載しています。この中で、この度新たに追記したのが「③歴史的建造物（指定文化財以外）の保全、活用」です。1期計画期間中に松江市独自の条例が施行されましたので、追加をしています。293 ページには「(5)文化財の防災・防犯に関する具体的な計画」について掲載しています。これについては国からも強く言われており、火災はもちろん、地震や風水害対策、それから近年は特に、文化財の盗難、汚損、棄損等の防犯対策に努めるよう言われています。

次に、「第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項」です。

269 ページから掲載しています。2期計画では、現時点で20件の事業を挙げており、事業別シートを掲載しています。

298 ページは1期計画から継続の「①史跡松江城石垣修理事業」です。

299 ページは継続の「②国宝松江城天守耐震対策事業」です。

300 ページは2期計画から新規掲載の「③国宝松江城天守防災施設等整備事業」です。

301 ページは新規掲載の「④国宝松江城調査研究事業」です。国宝指定5周年を迎える

ことに加え、世界遺産登録に向けて松本市・犬山市と連携して取り組んでいます。住民の気運を作っていく、より掘り下げた調査研究を推進していくということで、平成 21 年度から取り組んでいる事業を、この度新たに計画に掲載しております。

302 ページは継続の「⑤堀川沿線「八百八橋づくり」推進事業」です。現在は新栄橋と北惣門橋に取り掛かっています。

303 ページは新規掲載の「⑥千鳥橋改架事業」です。これは、県庁と松江城の間に架かる橋で、老朽化した木橋の架け替えを行うものです。

304 ページは新規掲載の「⑦史跡松江藩主松平家墓所整備事業」です。

305 ページは新規掲載の「⑧市指定文化財（建造物）観月庵及び待合保存修理事業」です。これは所有者への補助事業です。

306 ページは新規掲載の「⑨史跡小泉八雲旧居土塀修理事業」です。現在、土塀が傾いた状態となっているので、令和 2 年度から修理をしていきます。

307 ページは継続の「⑩木幡家住宅新蔵ほか 2 棟保存修理事業」です。

308 ページは新規掲載の「⑪佐陀神能舞殿保存修理事業」です。これは、佐陀神能の舞台となる、佐太神社本殿の前に位置する「舞殿」の保存修理で、文化庁補助事業です。

309 ページは継続の「⑫歴史的建造物保全継承事業」です。今後は、毎年 2 件程度の登録と修繕を目標に進めています。

310 ページは継続の「⑬伝統美観保存区域等修景事業費補助金」です。これは、松江城周辺における民間の住宅等への補助事業です。

311 ページは新規掲載の「⑭出雲国分寺跡国史跡指定 100 周年記念事業」です。これは、まだ予算要求の段階ですが、出雲国分寺跡が令和 3 年 3 月に史跡指定 100 周年を迎えることを記念する事業です。また、令和 4 年 10 月に出雲玉作跡、令和 6 年 12 月に山代二子塚と大庭鶏塚が史跡指定 100 周年を迎えるため、これらの啓発を企画しています。

312 ページは継続の「⑮歴史・文化のまちあるき案内板設置事業」です。但し、令和 2 年度については未実施の地区から要望が無かったため、現段階では予定しておりません。

313 ページは継続の「⑯松江城授業プロジェクト」です。市内の小学 6 年生を対象に実施しています。

314 ページは継続の「⑰松江市ふるさと文庫等製作事業」です。松江市史は今年度で全 18 巻が発刊される予定ですが、ふるさと文庫等の刊行については継続していきます。

315 ページは新規掲載の「⑱出前講座「松江藩ちやのゆの学校」」です。これは、松平不昧公 200 年祭を契機に始まった事業ですが、今後も継続していきます。茶道各流派が講師として学校や団体等に出向き、茶の湯の指導、啓発を行います。

316 ページは新規掲載の「⑲佐陀神能用具等修理・新調事業」です。民俗文化財調査の調査結果を基に佐陀神能で使用される用具等を修理・新調し、佐陀神能の継承を図っていくための文化庁補助事業です。

317 ページは継続の「⑳松江・歴史文化まちづくり推進事業」です。現在継続して行

っているのは、歴史まちづくり協定に基づく京橋川沿線の「道すじ修景事業」です。

事業期間が令和2年度に掛かる事業は、現時点ではこの20件ですが、2期計画の10年間の期間中に、文化財建造物の修理や防災施設の整備、大橋川改修に伴う白潟地区の道路・歩道等の整備の実施が想定されますので、事業内容が具体的になったら、随時計画に記載していくことになります。

次に、「第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針」です。

318～319 ページの指定の方針については、1期計画と同様です。

320～322 ページには「歴史的風致形成建造物候補一覧表」を掲載しています。この一覧表には、1期計画と同じ建造物が掲載されています。1期計画の期間中には、この中から興雲閣をはじめとした8件を指定し、修理等を実施してきました。但し、1期計画の計画期間終了に伴い認定の効力が失効するため、歴史的風致形成建造物についても2期計画において新たに指定の手続きを行う必要があるとの取り決めになっています。そのため、1期計画の期間終了と同時に指定が0件に戻り、修理等の必要が生じた建造物については、新たに指定して修理事業等を実施していきたいと考えております。よって、2期計画認定の時点では、全て「候補」として掲載しています。

なお、1点訂正ですが、321 ページの No. 13 「田中社」については、調査の結果、佐太神社の他の末社と同等の位置付けであることと、昭和63年に建て替えが行われていたことから、候補一覧から外す考えでいます。

323～325 ページには「歴史的風致形成建造物候補の位置図」を掲載しています。

次に、「第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項」です。

326 ページから掲載していますが、内容は1期計画と同様です。指定後に外観の変更を行う場合の手続き等について記載してあります。

そして最後、巻末に「【資料】指定・登録文化財一覧表」を掲載しています。

説明は以上です。

藤居委員

見やすくなって、県立大の授業の教材でも使用させていただきたいと思うのですが、画像や図面について気になる点がいくつかあったので、指摘させていただきます。

まず、244 ページの「旧城下町エリア重点区域」の凡例の黄色い印のところで「寺社建造物等」の「寺社」の漢字が「自社」となっているので、修正をお願いします。

次に、213 ページの「宍道湖・佐陀川の漁業」のところで、「ジョレン」の写真も掲載していただけると嬉しいです。他県の人にとっての松江のイメージは、やはり「シジミ」

ですが、ジョレンは普通の網ではなく、言葉から想像がしにくいので、写真があるとわかりやすいと思います。それから、214 ページの「宍道湖七珍」についてですが、画像の解像度が低くてぼやけてしまっているで、松江市で持っている渾身の写真をぜひ探していただいて、掲載していただけたらと思います。

それから、データが重くなってしまおうとは思いますが、132 ページの「ホーランエンヤ巡行図」の背景の都市計画図が潰れてしまっているので、画質の高いものに差替えていただけたらと思います。

128 ページの「史跡松江城」の写真も、同じように解像度が低いので、せつかくですから良い写真を掲載していただけたらと思います。

それから 9 ページの「平成合併前の旧市町村図」で、宍道湖のところに「日本海」と記載されているので、修正をお願いします。

事務局（飯塚歴史まちづくり係長）

細かく見ていただき、ありがとうございます。図や写真については、なるべく最新のものを探して替えるようにしています。まだ修正の期間がありますので、これからしっかりと見直していきたいと思います。

松本委員

安部先生、215 ページに嫁ヶ島の松のことが記載されていますが、「昭和の初めに松江出身の政治家若槻礼次郎が植樹した」という表現は正しいでしょうか。若槻礼次郎に言われて、魚一の初代の吉村さんが植えられたと聞きましたが、この記載のままでもよろしいでしょうか。

安部委員

若槻礼次郎さんが「松があるといいね」と言ったのを聞いて、吉村さんが島根町から苗木を持ってきて植えたということですね。

松本委員

お金を出したのは吉村さんと聞いていますので、表現を考えた方が良いかもしれません。

事務局（飯塚歴史まちづくり係長）

詳しい内容を確認して、ふさわしい表現に変えさせていただきます。

早弓委員

98 ページの写真のキャプションの「定秀家」の振り仮名が「さだひでけ」ではなく

「さだひでいえ」となっているので、修正をお願いします。

それから、ホーランエンヤについて、我々はよく「陸船」を「りくぶね」と呼んでいるのですが、ここでは「りくせん」と振り仮名が振ってあります。どちらが正しいのかわからないので、教えていただけますでしょうか。

事務局（飯塚歴史まちづくり係長）

全体的に振り仮名を振っているのですが、人によって呼び方が異なっているので、どの呼び方が正しいと言えない部分もあります。「陸船」については、事務局を通じて確認させていただきます。

安部委員

300 ページの「国宝松江城天守防災施設等整備事業」について、事業概要欄に「消防計画を見直す」と記載してあります。先日、城山に行って話をしたのですが、夜間の宿直は1人なんですよね。消火栓やその他の消火器具があるのですが、1人ではそれらを扱うことができません。ですから、夜間の対策をどのように考えるのか、当直を1人から2人に増やすことが可能なのか、お訊きしたいと思います。

事務局（飯塚まちづくり文化財課長）

松江城の夜間の宿直体制につきましては、色々ご心配をいただいているところでございます。城山を管理している観光振興部と協議し、年内のうちに2名体制にするよう検討しています。

浅田会長

首里城の火災の原因がはっきりとはしていないのですが、電気系統ではないかと言われています。新しい設備を追加するだけでなく、古いものは積極的に交換していくようにお願いします。

事務局（飯塚まちづくり文化財課長）

電気設備については、平成30年に松江城天守の展示の改修工事と併せて、照明器具の更新をしています。その際にブレーカー等も交換され、漏電検査にも合格しています。現状では大丈夫なのですが、今後また設備の全体的な調査をし、改めて防火対策に努めてまいります。

妹尾委員

細かいことなのですが、1ページの下から5行目に「危惧されている課題である。」と記載されています。ここは、「危惧されている。」で終わって良いのではないかと思います。

す。このように、より丁寧に書こうとして長くなってしまっているところが何点か見受けられます。

同様に、7 ページの 1 段落目の最後の 1 文で、「その後京極忠高が藩主の時に大規模な堤防の築堤工事を行う」と記載されていますが、ここは「堤防の」を取って「築堤工事を行う」にするか、或いは「堤防の」を入れるならば「築造工事を行う」にした方が良いと思います。

また、13 ページの「②道路」の 2 行目に「国道 54 号線」と記載してあり、ここだけ「線」の文字が入っていますが、「国道 54 号」と「線」が無いのが正しいので、訂正をお願いします。それから、その下のところに、「平成 27 年(2015)3 月に尾道松江線（松江自動車道）全線開通となった」と記載されています。平成 27 年 3 月に尾道松江線は全線開通となったのですが、尾道松江線は「松江自動車道」と「尾道自動車道」と 2 つございまして、「松江自動車道」は平成 25 年 3 月に開通しています。書き方をどうするかなのですが、「(松江自動車道)」を取ってしまえばこのままでも良いと思いますし、「松江自動車道」とするのならば「平成 25 年(2013)3 月」に訂正をお願いします。ここは庁内調整をされるとは思いますが、確認をお願いしたいと思います。

最後に都市計画に関して、266 ページに「都市計画区域は、「松江圏都市計画区域」と非線引きの「宍道都市計画区域」に分かれている」と記載されています。宍道のところには敢えて「非線引き」と記載されているのに、松江圏のところには記載されていないのは不自然ですので、都市政策課に確認をして庁内調整をしていただけたらと思います。

以上、細かくて申し訳ありません。

事務局（飯塚歴史まちづくり係長）

ありがとうございます。

萩委員

写真に関して、例えば 27 ページの松江城の写真や、313 ページの下の松江城の写真は、おそらく古い写真を使っているのではないかと思います。先程もありましたが、できるだけ最新の写真を、松江城に限らず、もう一度全体的に見直して精査していただきたいと思います。

また、画質の粗い写真も多く含まれているので、もう少し解像度の高い写真を掲載された方が良いと思います。

それから、49 ページの古墳の写真については、できれば上から撮った写真を載せてもらおうと古墳の形や雰囲気等もよくわかると思うので、写真の構図についても、全体を通して工夫していただけると良いかと思います。

また、全体的に細かい写真があって、載せれば良いというものではないのではないかと思います。写真を載せるからには、それが何か判別できる大ききで

掲載していただけたらと思います。例えば、169 ページの右側の登り窯の写真は近景過ぎて何を示したいのかよくわかりませんし、同じく 174 ページの楽山焼の登り窯の写真も「窯かもしれない」というくらいの感じで何を表しているのかよくわからないので、そういった写真を工夫していただきたいと思います。

それから、173～174 ページに楽山焼と布志名焼が掲載されていて、「伝統工芸への波及」というタイトルがついているので、175 ページの和菓子と同じような形で、作品の写真も掲載して、地元にはこれだけ良いものがあるということをわかりやすく示すような工夫があっても良いのではないかと思います。

以上が感想で、最後に 1 点、質問です。

285 ページや 293 ページで、これからの防災・防犯計画を立てるということなのですが、関連の計画の中で、例えば松江市の地域防災計画等はこの計画の中に入れなくて良いのかということだけ質問させてください。

事務局（飯塚歴史まちづくり係長）

今のご質問の防災計画というのは、上位計画との関連のところに載せるということですよ。必須ではありませんが、たしかに載せた方が良いかと私は思っております、293 ページの下から 2 段目等は、実は地域防災計画に載っている内容でもあります。調べてみて、載せられるくらいまとまれば載せたいと思います。

萩委員

そこは結構大事なところだと思うので、ぜひご検討いただけたらと思います。

永瀬委員

302 ページの「堀川沿線「八百八橋づくり」推進事業」について、ここには「近世城下町の風情を感じさせるデザインに整備」と記載されているのですが、橋の架け替えまでにどのようなプロセスを経ているのか教えていただけますでしょうか。

また、35 ページの最後のところが文字化けしているので、確認と修正をお願いします。

事務局（門脇道路課長）

橋梁の架け替えにつきましては、5年に1度橋梁の点検を行っております。その点検の結果を基に「1」「2」「3」「4」とランク付けされ、「3」になった場合に改修をしなければならないということで、国の長寿命化対策事業等を活用して修理をしていく計画となっています。現在堀川沿線だけでなく、他の橋梁も含めて修繕等を行っているところです。

事務局（飯塚まちづくり文化財課長）

橋の修繕をする際には、まちづくり文化財課にも協議をしていただき、特に堀川に架

かる橋等は景観審議会に掛けて、風情あるデザインにしていくようにしています。

永瀬委員

橋は、まちづくりのとても大切なポイントになるため、そのデザインに建築の専門家も携わせてもらえたらという話題が、建築士会の協議の中でよく出てきますので、この場をお借りしてお伝えしておきます。

浅田会長

先程の質問の趣旨としては、橋のデザインや橋梁の型式の選定はどのような手順でされているかということでしょうか。そして、その中に住民や建築士の意見を取り入れる機会が有るのか無いのかということでしょうか。

永瀬委員

はい。その通りです。

事務局（飯塚まちづくり文化財課長）

平成 29 年に「松江市公共事業等景観形成指針」を定めており、「松江市公共事業等景観形成指針のてびき」の中で、橋梁についても基本的な方針を示しています。

景観審議会には諮っていますが、設計段階から関わっていただく場は無く、既に設計された案に対して意見を言う場しかないので大変申し訳ないです。

永瀬委員

ぜひ、設計段階から橋のデザインに関わらせていただけたらという声をよく聞きますので、よろしくをお願いします。

浅田会長

特に景観の重点区域等においては、そのようなやり方で行ってもいいかと思えますので、よろしくをお願いします。

修正点や確認事項をたくさんご指摘いただきました。2 期計画の提出までの期間が短い中ではございますが、できる限りご対応いただきますようお願いいたします。

それでは、議題②「2 期計画（案）について」は、この後修正が入ると思いますが、基本的にはこの通りで、ご承認いただいてよろしいでしょうか。

（ 承認 ）

3. 議題 ③今後のスケジュールについて

浅田会長

それでは次に、議題③「今後のスケジュールについて」、事務局より説明をお願いします。

事務局（飯塚歴史まちづくり係長）

議題③「今後のスケジュールについて」、ご説明致します。[資料 6]をご覧ください。本日が「第2回 歴まち推進協議会」ですが、いただいたご意見を踏まえて修正をし、1月に文化財保護審議会委員からの意見聴取とパブリックコメント、また庁内の関係部署に照会して、修正を行います。

そして、2月7日に「第3回 歴まち推進協議会」を開催する予定としています。例年2月頃開催し、毎年度の進捗評価（案）をお諮りしていますが、その時に併せて最終評価と2期計画の修正版についても諮らせていただきたいと思います。

国への提出は2月27日となっていますので、それまでのところでまた修正を致します。そして3月末に2期計画が認定される予定となっています。

以上で説明を終わります。

妹尾委員

パブリックコメントは、おそらくホームページ等で見られると思うのですが、概要版等は作られるのでしょうか。

事務局（飯塚歴史まちづくり係長）

一応このもので出す予定です。国へ提出するときには、概要版を作って出すことになっています。

妹尾委員

かなり膨大な量なので、パブリックコメントに出される時にはわかりやすくされると良いかと思えます。おそらく項目毎にファイル化されると思いますが、どこに何が書いてあるか等、わかりやすくしてあると良いのではないかと思えます。

事務局（飯塚歴史まちづくり係長）

わかりました。ありがとうございます。

浅田会長

それでは、議題③「今後のスケジュールについて」は、承認いただいたということでよろしいでしょうか。

(承認)

4. その他

浅田会長

続きまして、次第の4番目、「その他」について、事務局から何かありますでしょうか。

事務局（飯塚歴史まちづくり係長）

お手元に「最終評価（案）・2期松江市歴史的風致維持向上計画（案）に対する意見」という用紙をお配りしています。他にご意見やご指摘がある場合は、この用紙にご記入いただき、令和2年1月14日までに事務局までFAXかメールでお送りいただけたら、それを反映したいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

事務局（飯塚まちづくり文化財課長）

加えて、事務局からお願いと事務連絡をさせていただきます。

まず、本日お諮り致しました、最終評価及び2期計画の原稿の修正につきましては、今後のスケジュール等を考慮致しまして、浅田会長と事務局に一任いただきたく思いますが、いかがでしょうか。

(承認)

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

事務連絡としまして、次回の協議会は、2月7日（金）14時から、この棟の5階の防災センターで開催予定としておりますので、よろしくお願ひ致します。

浅田会長

それでは、本日の議事は以上となりますので、事務局へお返しします。ありがとうございました。

5. 閉会

事務局（飯塚まちづくり文化財課長）

浅田会長には、円滑な議事運営をいただき、誠にありがとうございました。

なお、本日の協議会は議事録を作成し、公表致しますが、議事録の確認は浅田会長に一任させていただくということでよろしいでしょうか。

(承認)

ありがとうございます。

それでは、以上で令和元年度第3回松江市歴史まちづくり推進協議会を閉会致します。委員の皆様、ご協力ありがとうございました。

[16時00分 閉会]

上記議事録内容に間違いはありません。

署名者氏名

印
